

尾張旭市選挙管理委員会（平成28年第6回）会議録

- 1 開催日時  
平成28年5月24日（火）  
開会 午前10時  
閉会 午前10時54分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所 3階 303会議室
- 3 出席委員  
委員長 水野紀彦  
委員 谷口紀樹、玉置民夫、松原克代
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
書記長 田中健一、次長兼係長 矢野嘉通、書記 永谷尚子
- 7 議題  
第13号議案 在外選挙人名簿の登録について  
第14号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について  
第15号議案 ポスター掲示場の設置場所の決定について  
第16号議案 選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所の指定について  
第17号議案 在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所の指定について  
第18号議案 投票所の指定について  
第19号議案 期日前投票所の指定について  
第20号議案 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について  
第21号議案 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから第6回選挙管理委員会を開催いたします。
-----	--------------------------------------

	<p>本日の議案は、在外選挙人名簿の関係と第24回参議院議員通常選挙に関する議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いいたします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。前回会議録につきまして、議案と併せて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
	(なし)
委員長	<p>それでは前回会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。</p> <p>まず、在外選挙人名簿に関する第13号議案、第14号議案でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第13号議案、第14号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>まず第13号議案「在外選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第30条の6第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有</p>

	<p>する場合は、遅滞なく当該申請した方を在外選挙人名簿に登録しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、前回、3月2日の登録以降に次ページの1名の方から登録申請があり、それぞれ最終住所地と本籍地を確認しましたところ、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有すると認められましたので、名簿に登録しようとするものでございます。</p> <p>次に第14号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明いたします。公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を喪失したとき、又は国内の市町村に転入して4か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、議案の2枚目にあります1名の方が、国内に転入して4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>また、参考としまして、前回、3月2日時点の登録者数、今回、5月24日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。増減としましては、今回登録する1名の方が増え、抹消する1名の方が減るため、増減なく、51名の方が在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p> <p>第13号議案及び第14号議案の説明については、以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第13号議案及び第14号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>

委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第13号議案及び第14号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第13号議案及び第14号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、参院選関係の議案に移ります。</p> <p>第15号議案「ポスター掲示場の設置場所の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第15号議案「ポスター掲示場の設置場所の決定について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第144条の2第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、参議院（選挙区選出）議員の選挙においてはポスター掲示場を設けなければならないとされており、同条第3項の規定により、投票所ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置することになっております。</p> <p>設置数につきましては、公職選挙法施行令第111条の規定により、その選挙の期日の公示の日の直近の一つ前の選挙人名簿登録、今回でいいますと3月の定時登録の選挙人名簿登録者数と投票区の面積によって、投票区ごとの設置数を定めることになっております。本市の21投票区は全て、選挙人名簿登録者数が1,000人以上5,000人未満、投票区の面積は4km<sup>2</sup>未満に該当するため、同条の基準により1投票区あたり7箇所、21投票区で、合計147箇所にポスター掲示場の設置を</p>

	<p>行うことになり、一覧表のとおり定めようとするものでございます。</p> <p>第15号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第15号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員長	<p>前回からの変更箇所はありますか。</p>
書記長	<p>ありません。</p>
委員長	<p>他にご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第15号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第15号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第16号議案「選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所の指定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第16号議案「選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生</p>

	<p>年月日を記載した書面の縦覧場所の指定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第23条の規定において、市の選挙管理委員会は指定した場所において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供しなければならないとされておりますので、参議院議員通常選挙の選挙時登録における選挙人名簿の縦覧場所を尾張旭市役所に定めようとするものでございます。</p> <p>第16号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第16号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第16号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第16号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第17号議案「在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所の指定について」、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>第17号議案「在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所の指定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第30条の7の規定により、市の選挙管理委員会が指定した場所において、在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を經由した領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならないとされておりますので、参議院議員通常選挙における在外選挙人名簿の縦覧場所を尾張旭市役所と定めようとするものでございます。</p> <p>第17号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第17号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第17号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第17号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第18号議案「投票所の指定について」、事務</p>

	局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは第18号議案「投票所の指定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、尾張旭市公職選挙管理規程により定められた21の投票区の投票所を下表のとおり指定しようとするものでございます。前回までの投票所と場所の変更はございません。</p> <p>第18号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	では、第18号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第18号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第18号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第19号議案「期日前投票所の指定について」、事務局より説明をお願いします。</p>



事務局	<p>第19号議案「期日前投票所の指定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第3項の読替規定による同法第39条の規定により、期日前投票所に尾張旭市役所を指定しようとするものでございます。</p> <p>第19号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第19号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>期日前投票所の形態は変更ありますか。</p>
事務局	<p>ありません。</p>
委員長	<p>他にご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第19号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第19号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第20号議案「在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について」、事務局より説明をお願いします。</p>

	す。
事務局	<p>では、第20号議案「在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第49条の2第2項の読替規定による第48条の2の規定により、在外選挙人が一時的に帰国して国内滞在中に期日前投票を行う場合の期日前投票所を尾張旭市役所に指定しようとするものでございます。</p> <p>第20号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	では、第20号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第20号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第20号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第21号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>第 2 1 号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 3 7 条第 2 項及び同法施行令第 2 4 条第 1 項の規定により、各投票所で投票に関する事務を担当する投票管理者と、投票管理者が欠けた場合にその職務を代理すべき者を次ページの一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>投票管理者は、全員市の職員で課長補佐相当職の者で、職務代理者も全員市の職員で係長相当職の者を充ててございます。</p> <p>第 2 1 号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第 2 1 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 2 1 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>全員挙手 (原案可決)</p>
委員長	<p>第 2 1 号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題は、これで終了しましたが、事務局から何かありますか。</p>

事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次回日程確認 平成28年6月2日（木） 午前10時から 於：302会議室</li>   <li>○ 全選連東海支部総会の報告</li>   <li>○ 大学生と連携した啓発</li>   <li>○ 公職選挙法の改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通投票所</li> <li>・ 18歳未満の投票所への入場可能</li> <li>・ 期日前投票の時間延長</li> <li>・ 洋上投票</li> <li>・ 要約筆記者</li> </ul> </li>   <li>○ 全選連定期総会 水野委員長が表彰対象</li>   <li>○ 参議院議員通常選挙スケジュール 7月10日を想定した場合</li>   <li>○ 旭野高等学校出前トークの報告</li>   <li>○ 成人の集いにおける担当課との打合せ状況 →（委員長より）難しいかもしれないが、まずは実行委員会と話をし、そのうえで難しければ別の方法を検討する。</li> </ul>
-----	---

委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。
-----	------------------------------